

平成14年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（行財政局）

(1) 収入に関する事務

職員待機宿舍使用料の調定について、全員分の調定がまとめて行われており、各個人に使用料の納入通知書が交付されないまま、納入が行われている事例が見受けられた。（厚生課）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成15年1月分から、各個人ごとに調定を行い、納入通知書を各個人に交付するよう措置を講じた。

(2) 契約に関する事務

人材開発センターについて㈱神戸商工貿易センターと賃貸借契約を締結しているが、契約書中の賃料に関する規定と貸室の表示において、一致しない事例が見受けられた。

（新行政システム課）

契約先と協議の上、賃料、貸付面積等を明確にし、契約を締結するべきである。

措置内容

平成15年度賃貸借契約より、表記を平方メートルに統一するよう措置を講じた。

(3) 財産の管理に関する事務

土地賃貸借契約書の末尾物件目録の表示が誤っている事例が見受けられた。（管財課）
賃貸借物件を特定する物件目録については、正しく表示するべきである。

措置内容

契約書の物件目録を訂正し、双方の訂正印を捺印した。